

## 清水町農村浄化槽設置推進事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 清水町農村浄化槽設置推進事業補助金については、予算の範囲において交付するものとし、清水町補助金交付規則（平成元年清水町規則10号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、「第6期清水町総合計画」の中で清水町が進める「環境に優しい快適な下水道の整備」を実現するために、農業者及び農村居住者又は法人が自己又は従業員の居住する住宅に設置する浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。）に対する補助金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象者は、本町の公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理区域外の地域において、農村浄化槽設置推進事業により合併処理浄化槽（し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽をいう。）を設置しようとする町内に住所を有する（予定も含む。）個人又は法人とする。なお、過去に本事業において補助を受けた者も対象とする。

### (補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付金額は、次により算出された額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(1) 補助対象経費は、合併処理浄化槽の設置に要する費用とする。

(2) 前号により算出された額に2分の1を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

ただし、交付額の限度は5人槽412,000円、6～7人槽481,000円、8～10人槽610,000円とし、町内業者が施工する場合の限度は、5人槽650,000円、6～7人槽700,000円、8～10人槽850,000円とする。

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は規則に基づき、補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽設置届書の写し

(2) 設置場所の見取図

(3) 住民票抄本（法人の場合は登記事項証明書の写し）

(4) 町税完納証明書

(5) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書

(6) 工事請負契約書及び請負代金内訳書の写し

(7) 浄化槽法による浄化槽工事業者登録簿の謄本

(8) その他町長が必要と認める書類

第6条 補助金の交付決定にあたっては、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助は、合併処理浄化槽の設置に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は決定の内容若しくはこれに付した交付条件に反して使用してはな

ら

ない。

- (2) 合併処理浄化槽は浄化槽法による形式認定を受けたものを使用すること。
- (3) 合併処理浄化槽でBOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するものを設置すること。
- (4) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届け出の審査、又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けて合併処理浄化槽を設置すること。
- (5) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾を得ること。
- (6) 補助事業により設置した合併処理浄化槽は、浄化槽法の定める浄化槽の保守点検及び清掃を実施し、補助対象者の責任において管理しなければならないこと。
- (7) 合併処理浄化槽等の設置工事は、浄化槽法の適用を受けている浄化槽工事業で原則として清水町内に事務所又は事業所を有しているものが行なうこと。  
(変更承認申請書等)

第7条 補助対象者となった者が交付申請内容を変更するとき、又はこの事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更申請書(第7号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の執行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。  
(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業の完了後30日以内、又は該当年度の3月31日のどちらか早い日までに実績報告書(第3号様式)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 現場施工の写真
- (4) 浄化槽使用開始報告書の写し

(補助金の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出を受けたときは、速やかに検査及び施工現場を確認し、補助事業成果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件と適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(第4号様式)により補助対象者に通知する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。